

平成 26 年度
事業計画書

一般財団法人 前川財団

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の社長である前川正氏が3百万円を拠出し、平成26年4月1日に設立登記を行う予定でございます。

定款に掲げている、家庭教育とりわけ日本古来の伝統的・文化的な家庭教育の研究を支援し、また、その精神を現代の子育て環境に反映させていく方針の探求及び実践を通じて、失われつつある日本型共同体の再建を図り、そこで生まれた優秀な人材を世の中に輩出していくことをもって、永続的な日本の発展に寄与し続けるという目的を達成するために、平成26年度より公益活動を開始することといたします。

II. 事業計画

1. 定款第4条1項1号事業

(1) 目的

日本の教育（特に家庭教育）について文化的・学術的な研究を行っている研究者らに対して研究助成金を交付し、日本の伝統的教育の本質や、またそれが崩壊の危機を迎えている背景・経緯等々についてアカデミックな観点からの調査研究を促すことを目的とする。

(2) 事業内容

① 助成金総額

1,500万円程度（1件当たりの目安は50万円）

② 助成対象者

日本の教育（特に家庭教育）について文化的・学術的な研究を行っている研究者を助成対象とする。

③ 募集方法

当財団ホームページ等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(3) 実施時期

- ・募集：平成26年10月～11月頃
- ・選考：平成26年12月～平成27年2月頃
- ・承認：平成27年3月頃開催予定の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う。

2. 定款第4条1項2号事業

(1) 目的

家庭教育の担い手である親（特に母親）や彼らを指導する立場でもある教師（特に幼稚園・小学校教諭）らを対象としてセミナー・研修会や講演会等を定期的で開催し、理想的な家庭教育の在り方について普及・啓発することを目的とする。

(2) 事業内容及び実施時期

セミナー・研修会や講演会等を開催するにあたっての必要事項に関する調査研究を行い、平成 26 年度中に実施が可能であると判断された場合には、改めて理事会において事業内容及び実施時期の承認を求めることとする。

以上